

令和6年 第1回市議会 定例会 議案概要

【議案第17号】 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第18号】 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・戸籍法の一部改正により創設された市外に本籍を有する者への戸籍証明書等の交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を定めるもの
- 令和6年3月1日から施行

【議案第19号】 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

- 飯塚市秋松運動広場を廃止するとともに、飯塚市穂波東グラウンドの管理を指定管理者に行わせるもの
- 令和6年4月1日から施行(一部令和7年4月1日から施行)

【議案第20号】 飯塚市グラウンドゴルフ場条例

- グラウンドゴルフ場新設に伴い、グラウンドゴルフ場の設置目的及び使用料等について規定するもの
- 令和6年11月1日から施行

【議案第21号】 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

- 子ども未来部の新設に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・協議会及び会議の庶務所管を福祉部から子ども未来部へと変更するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第22号】 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

- 穎田子育て支援センターを穎田高齢者福祉センター内に移転することに伴い、関係規定を整備するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第23号】 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

- 第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるもの
- (主な改正内容)
 - ・基準額 年額86,040円→年額84,310円
 - ・介護保険料の所得段階 20段階→17段階
 - ・介護保険料率 最大2.90→最大3.30
- 令和6年4月1日から施行

【議案第24号】 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・別表第3に整備しておくべき記録として「身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を追加するもの
- 令和6年4月1日から施行。

【議案第25号】 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例

- 飯塚市保健センター運営委員会を廃止するもの
- 令和6年6月1日から施行

【議案第26号】 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

- 一般廃棄物収集運搬業の健全な運営を図るため、し尿処理手数料の改定を行うもの

		改正後	改正前
一般家庭	普通便槽	1人につき月額 <u>537円</u>	1人につき月額 <u>460円</u>
	無臭便槽	1人につき月額 <u>537円</u> ×世帯構成人員に <u>460円</u> を加算した額	1人につき月額 <u>460円</u> ×世帯構成人員に <u>410円</u> を加算した額
	2回以上くみ取りを必要とする便槽	1回目 1人につき月額 <u>537円</u> 2回目以上 1回につき月額 <u>460円</u>	1回目 1人につき月額 <u>460円</u> 2回目以上 1回につき月額 <u>410円</u>
一般家庭以外		181につき <u>230円</u>	181につき <u>205円</u>

- 令和6年8月1日から施行

【議案第27号】 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたこと等に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
 - ・民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するもの
 - ・窓口での印鑑登録証明書の交付申請において、マイナンバーカードを提示し、利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認を受けることで、印鑑登録証明書の交付申請ができるようにするもの
- 公布の日から施行

【議案第28号】 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例

- 中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄について定め、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生の促進を図り、地域経済の振興に資することを目的とするもの
- 公布の日から施行

【議案第29号】 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

- 飯塚市公園等ストック再編計画に基づき、菰田児童遊園を廃止するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第30号】 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 水道法の改正に伴い、関係規定を整備するもの
- 令和6年4月1日から施行

【議案第31号】 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するもの
- (主な改正内容)
 - ・消防従事者等の補償基礎額の最低額の改定 8,900円→9,100円
 - ・消防団員の補償基礎額の改定

	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円(12,440円)	13,350円(13,320円)	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円(10,670円)	11,650円(11,550円)	12,500円(12,440円)
部長、班長及び団員	9,100円(8,900円)	9,950円(9,790円)	10,800円(10,670円)

※括弧内は改正前の補償基礎額

- 令和6年4月1日から施行

【議案第32号】 財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)

- 旧山口コミュニティセンター建物を認可地縁団体に無償譲渡するもの
 - ・所在地 飯塚市山口446番地1、446番地6
 - ・構造 木・鉄骨造かわらぶき平家建
 - ・床面積 241.66㎡
 - ・譲渡の相手方 飯塚市山口446番地1
山口自治会(認可地縁団体) 代表者 高山 生爾
- (関係法令) 地方自治法 第96条第1項第6号

【議案第33号】 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

- 損害賠償・事故の概要
 - ・賠償額 1,189,432円(人身賠償額1,189,432円)
 - ・発生日時 令和5年7月24日(月)午後3時10分頃
 - ・発生場所 飯塚市幸袋地内
 - ・事故の状況 土木管理課職員が公用車で道路パトロール中、交差点において赤の点滅信号に従い一旦停止した後、同交差点に中方面から進入し左折しようとしたところ、確認が不十分であったため、同交差点の幸袋方面から川島方面に向けて直進してきた相手方車両左側面に市車両右前部が接触し、相手方を負傷させたもの

【議案第34号】 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 675,000円(車両修繕料及び代車費用675,000円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年10月13日(金)午後3時40分頃
- ・発生場所 飯塚市綱分地内 庄内支所駐車場内
- ・事故の状況 庄内支所経済建設課職員が市道の現地確認へ向かうため、駐車中の公用車を後進した際、後方に駐車していた相手方車両の左前部に接触し、バンパー等を損傷させたもの

【議案第35号】 市道路線の廃止及び認定

○廃止及び認定の理由と内容

路線の見直しに伴い、市道を廃止し、改めて市道として認定するもの

- ・市道の廃止 1路線 49.1m
- ・市道の認定 1路線 73.4m

(関係法令) 道路法 第8条及び第10条

【議案第36号】 市道路線の認定

○認定の理由と内容

- ・開発帰属に伴うもの 4路線 424.5m
- ・寄附採納に伴うもの 1路線 58.0m

(関係法令) 道路法 第8条

【議案第38号】 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること

○教育委員会委員の任命 1名(令和6年5月16日任期満了)

(関係法令) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第2項

【議案第39号】 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

○公平委員会委員の選任 1名(令和5年12月31日辞職)

(関係法令) 地方公務員法 第9条の2及び飯塚市等公平委員会共同設置規約 第4条第1項

【議案第40号～第48号】 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

○固定資産評価審査委員会委員の選任 9名(令和6年5月16日任期満了)

(関係法令) 地方税法 第423条第3項

【議案第49号～第51号】 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

○人権擁護委員の推薦 3名(令和6年6月30日任期満了3名)

(関係法令) 人権擁護委員法 第6条第3項

【報告第1号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第1号(令和6年2月7日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 85,294円(車両修繕料及び代車費用85,294円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年12月8日(金)午前10時30分頃
- ・発生場所 飯塚市相田地内
- ・事故の状況 相手方が駐車位置から車両を発進させたところ、住宅敷地内の排水路の一部が損壊していたことにより不安定な状態となっていたグレーチング蓋が車両下で跳ね上がり、相手方車両のマフラーを破損させたもの

【報告第2号】 専決処分の報告(歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第29号(令和5年12月25日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 188,708円(人身賠償額377,417円の内、市の過失5割)
- ・発生日時 令和5年11月11日(土)午後9時00分頃
- ・発生場所 飯塚市若菜地内 市道 目尾・久保白線 歩道
- ・事故の状況 相手方が自宅に帰宅するため弁分方面へ歩道上を歩行していた際に、歩道端にできたポットホールに足がはまり転倒し、負傷したもの

【報告第3号】 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第30号(令和5年12月25日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 278,193円(車両修繕料278,193円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 令和5年11月6日(月)午前6時50分頃
- ・発生場所 飯塚市仁保地内
- ・事故の状況 消防団員が訓練で使用した消防用ホースを消防詰所敷地内のホース乾燥塔に設置し、解散したところ、翌朝、強風にあおられた消防用ホースが隣接するアパートに駐車中の相手方車両に接触し、損傷させたもの